

丸の内総合法律事務所

ニュースレター

目次

1 BCP だより

～企業不祥事と BCP

2 知財判例ヘッドライン Vol.95

～「シャンパン」を含む商標

3 コーポレート法の小窓

～代表取締役の住所の一部を登記
事項証明書に表示しないことが
可能となりました。

4 私の PR

～弁護士眞木純平

5 セミナー・著作権情報

★事務所から★

◎2025 年最初のメールマガジンをお届けします。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

◎特別付録①

本メールマガジンに特別付録を添付しました。ぜひご一読下さい。

報道によれば、政府は 2025 年の通常国会で下請法改正案の成立を目指しているとのことですが、これに向けて 2024 年 12 月に下請法改正の方向性を示す「企業取引研究会報告書」が公表されました。

当事務所では、成立すれば約 20 年ぶりとなる下請法改正によって、実務に大きな影響が出ると考えられることから、「企業取引研究会報告書」で示された下請法改正の方向性や実務上の影響・懸念等についていち早くご紹介させていただきます。

◎特別付録②（株主総会の動向）

今年も株主総会の風を感じる時期になりました。3 月総会を担当する皆様は本格的な準備に入り、5 月・6 月総会の会社の皆様も「そろそろ当社も・・・」と株主総会に意識を向ける時期ではないでしょうか。

そんな皆様に 2024 年 12 月～2025 年 1 月株主総会招集通知を分析した結果をお届けします。本年の総会は大きなテーマはないと言われていたものの、電子提供措置や英文開示の最新の動向、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正による「合理的な配慮」に関する記載は気になるのではないのでしょうか。また、トランプ政権誕生、AI、賃上げ、2024 年問題などの最新のトピックスも気になるところで

2024 年 12 月～2025 年 1 月の最新の株主総会の動向をぜひご確認ください。

◎インドネシア弁護士 Rildo 弁護士に来訪頂きました。

1 月 21 日にはインドネシア・ジャカルタの KARNA Partnership の Rizki Dwianda Rildo 弁護士に来往頂き、インドネシア関連案件での連携を確認しました。Rildo 弁護士は、近内のロースクール同期でもあります。

国際法務チームでは、海外弁護士との連携体制の構築を積極的に進めています。



★BCPだより★（弁護士 中野 明安）

～企業不祥事とBCP

年明けから某テレビ局で波
乱の状況となりました

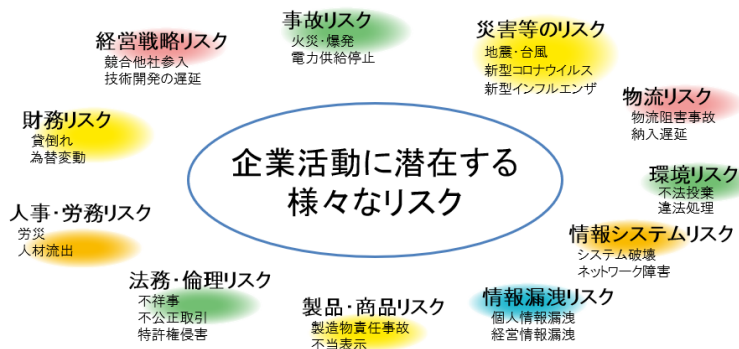
2025 年はアメリカではトランプ氏の第 46 代大統領の就任や、ロサンゼルス郊外の山火事などで、また波乱？の幕開けとなりましたが、日本では某テレビ局の不祥事対応が話題を独占しています。某テレビ局は何をしたのか、そもそも不祥事があったのか、無かったのか。調査をしてみるとことまでもが紛議の元となるのであり、事態は一刻も猶予を許しません。企業の存続の危機=企業リスクは当然ながらこのような不祥事案も契機となります。図表 1 をご覧頂くまでもなく、皆様もご承知の通り、事業活動には様々な企業リスクが潜在しています。常に潜在する企業リスクが発現した際にどのように対応すべきか、初動からその過程までその対応には迅速性と適格性が求められます。BCP というテーマで、これまで気象災害、自然災害と事業継続を取り上げてきましたが、企業不祥事についても事業継続の問題として取り上げるべき事業継続を脅かす重大なリスクです。企業不祥事についてどのような対応をするのか、どのような初動をするのか、これも BCP として検討をする必要があると思います。

【図表 1】

1. 事業活動に伴う各種リスクとその発現事象

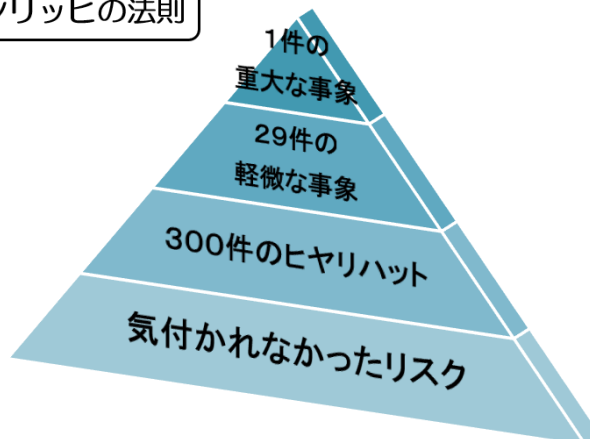
事業に伴う様々なリスクの検討

リスク＝企業経営において損失を生じさせ得る事象



事業活動に伴う各種リスクとその発現事象

ハインリッヒの法則



今回の報道で、話題となっているのが、第三者委員会、特に「日本弁護士連合会のガイドラインに準拠した第三者委員会を設置するか」ということでした。日本弁護士連合会（日弁連）では、次のようにガイドラインについて述べています。

「企業や官公庁、地方自治体、独立行政法人あるいは大学、病院等の法人組織（以下、「企業等」という）において、犯罪行為、法令違反、社会的非難を招くような不正・不適切な行為等（以下、「不祥事」という）が発生した場合、最近では、外部者を交えた委員会を設けて調査を依頼するケースが増えています。

日弁連では、そのような委員会のうち、企業等から独立した委員のみをもって構成され、徹底した調査を実施した上で、専門家としての知見と経験に基づいて原因を分析し、必要に応じて具体的な再発防止策等を提言するタイプの委員会（以下、「第三者委員会」という）を対象として、本ガイドラインを策定しました。

これは、第三者委員会が設置される場合、弁護士がその主要なメンバーとなるのが通例であることから、第三者委員会の活動がより一層社会の期待に応え得るものとなるように、当連合会が自主的なガイドラインとして定めたものです。

本ガイドラインは第三者委員会があまねく遵守すべき規範を定めたものではなく、現時点でのベスト・プラクティスを取りまとめたものですが、ここに1つのモデルが示されることで第三者委員会に対する社会の理解が一層深まることを願うものです。

また、今後第三者委員会の実務に携わる弁護士には、各種のステークホルダーの期待に応えつつ、さらなるベスト・プラクティスの構築に尽力されることを期待します。

つまり、第三者委員会が社会の期待に応え得るものになるためのガイドラインということです。企業リスクへの対応として、企業の存続をかけて第三者委員会を設置すると決議をするのですから、それが社会の期待に応えるものであることは必要なことなのでしょう。もちろん、第三者委員会でなければならないわけではありません。「自浄作用」がきちんとできるかが問題なので、不祥事が起こった際に「どのように自浄作用を作動させ、社会からの信用を維持するか」を予め検討（＝計画）しておいていただくことが、事業継続＝BC に必要であると思います。

（これは中野個人の私見であることを表明します。）

（弁護士中野明安）

日弁連ガイドラインのもとめるもの

自浄作用による企業存続がポイント

★知財判例ヘッドラインvol. 95★

（知的財産法研究チーム 太田大三、鷲野泰宏、
荒井康弘、若林功、大坂友梨子、加藤将平）

「シャンパン」を含む商標
は、商標法 4 条 1 項 7 号に
該当する旨判示した知財高
裁判決が出ました。

商標法 4 条 1 項 7 号に関
する商標審査基準の内容

2024 年 9 月 11 日に、「遠隔シャンパン」という文字商標が、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」（商標法 4 条 1 項 7 号）に該当すると判断した裁判例がでました。

本件は、原告が、「遠隔シャンパン」という文字商標について、指定商品を「シャンパーニュ地方産の発泡性のワインを注文するためのコンピュータソフトウェア用のアプリケーション」等として登録出願したものの、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求し、当該審判も不成立に終わったため、知財高裁に対して当該不成立の審決の取消しを求める訴訟を提起した事案です。

特許庁が公表している「商標審査基準[改定第 16 版]」（2024 年 4 月 1 日）では、商標法 4 条 1 項 7 号は、例えば、以下の 5 つのどれかに該当する場合をいうとしています。

- (1) 商標の構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、きょう激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音である場合。なお、非道徳的若しくは差別的又は他人に不快な印象を与えるものであるか否かは、特に、構成する文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音に係る歴史的背景、社会的影響等、多面的な視野から判断する。
- (2) 商標の構成自体が上記(1)でなくても、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反する場合。
- (3) 他の法律によって、当該商標の使用等が禁止されている場合。
- (4) 特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反する場合。
- (5) 当該商標の出願の経緯に社会的相当性を欠くものがある等、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ない場合。

本件は、このうちの(4)の該当性が問題となりました。

審決は、「シャンパン」の文字を含む商標を使用するときは、①著名な「シャンパン」の表示が備えた多大な顧客吸引力へのただ乗り及び同表示の希釈化を生じさせるおそれがあること、②国を挙げて「シャンパン」の原産地統制名称の保護に努めているフランス国民の感情を害し、国際信義に反する、と判断しています。

原告は、「遠隔シャンパン」は、原産地統制名称の表示である「シャンパン」とは異なる意味合いがあるため、顧客誘引力へのただ乗りや、表示の希釈化が生じるおそれがあるとはいえないことや、「CHAMPAGNE」の原産地統制名称を保護する等の活動を行っているシャンパーニュ地方ぶどう酒生産同業委員会から現に何ら申立てもなされておらず、同委員会による具体的な活動が予見されているわけではないこと、また、「シャンパン」の文字が含まれる登録商標が 14 件存在していること等から、「遠隔シャンパン」が国際信義に反するものではない等と主張していました。

知財高裁も、審決と同様に、「遠隔シャンパン」は国際信義に反し、商標法 4 条 1 項 7 号に違反すると判断しました。

知財高裁は、「シャンパン」の表示や表示が示す発泡性ぶどう酒については、「世界的に高い名声、信用、評判が形成され、フランス及び同国民の文化的所産というべきものになっており、我が国においても、…多大な顧客誘引力が備わっている」と認定したうえで、本件の商標は、「エンカクシャンパン」だけでなく、「シャンパン」の称呼及び、「シャンパン」の観念が

生じると判断し、審決と同様に、「フランス国民の感情を害し、我が国とフランスの友好関係にも影響を及ぼしかねないものである」としました。

なお、原告は、「シャンパン」が含まれる商標は、「遠隔シャンパン」以外にもすでに多数登録されている旨も主張していましたが、知財高裁は、本訴訟の判断が、当該事由の存在によって左右されるものではないという旨を単に指摘しただけで、詳細について取り上げることはありませんでした。

これまでも「シャンパン」を用いた商標について、同様の判断がなされた裁判例（例えば、「シャンパンタワー」に関する知財高判平成 24 年 12 月 19 日）がでていたところではありますが、商標の登録が、日本とフランスの友好関係にまで波及し得るとして公序良俗違反を認めた興味深い裁判例としてご紹介させていただきました。

以上

★コーポレート法の小窓★

（コーポレート法研究チーム、松本伸也、長島亘、
成瀬健太郎、木村一輝）

～代表取締役の住所の一部を登記事項証明書に表示しないことが可能となりました。

令和 6 年（2024 年）10 月 1 日から、改正商業登記規則が施行され、一定の要件のもと、代表取締役等の住所の一部を登記事項証明書・登記情報提供サービス等に表示しない措置（以下「本措置」といいます）が可能となりました。既にご承知の方もいらっしゃるかと存じますが、法務総務のご担当者におかれましては、興味を持たれた役員の方から質問を受ける可能性もあるかと存じますので、本措置の概要について簡単にご紹介させていただきます。

はじめに…本措置の実施するにあたっての留意点

本措置が講じられた場合、登記事項証明書等によって会社代表者の住所を証明することが出来なくなります。そのため、金融機関から融資を受けるに当たって不都合が生じたり、不動産取引等に当たって必要な書類（会社の印鑑証明書等）が増えたりするなど、一定の影響が生じることが想定されます。したがって本措置を実施するかについては、その影響を十分に検討した上で判断することが必要になります。

本措置の対象者・非表示となる事項について

本措置の対象者は、株式会社の代表取締役、代表執行役、代表清算人です。株式会社以外の法人・代表者は、本措置の対象外です。また、株式会社であっても支配人については対象外になります（起業の促進という本措置の目的から、まずはニーズの強い部分が対象とされたものです）。

本措置が講じられた場合には、登記事項証明書等において、対象者の住所は最小行政区画までしか記載されないことになります。例えば、措置が講じられた代表取締役の住所が「東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号」の場合には、登記事項証明書等には「東京都千代田区」までが記載されることになります。

なお、本措置の対象となる住所は、本措置の申出と併せて申請される登記によって記録される住所であり、既に登記された住所を遡って非表示の対象とすることはできません。

本措置の要件

本措置を講じることを希望する場合、新たに住所を登記する際、

- ・ 代表取締役等住所非表示措置を希望する旨
- ・ 代表取締役等住所非表示措置の対象となる者の資格、氏名及び住所等を申請書に記載し、所定の書面を添付する必要があります。

添付する書面は、以下のとおりです。なお、上場会社の場合には、金融商品取引法等の関係法令により多くの情報の開示を義務付けられており、本措置を講じたことによる弊害は特段想定されないことから、簡易なものとなっております。

Ⅰ 上場会社である株式会社の場合

○ 上場されていることを認めるに足りる書面

具体的には、代表取締役等住所非表示措置の申出をする株式会社の
上場に係る情報が掲載された金融商品取引所のホームページの写しな
どが該当します。

※ 既に本措置が講じられている会社については添付不要です。

Ⅱ 上場会社以外の株式会社の場合

① 株式会社が受取人として記載された書面がその本店の所在場所に
宛てて配達証明郵便により送付されたことを証する書面等。具体的
には、株式会社が受取人として記載された配達証明書などが該当し
ます。

② 代表取締役等の氏名及び住所が記載されている市町村長等による
証明書。具体的には、住民票の写しや印鑑証明書などが該当しま
す。

③ 株式会社の実質的支配者の本人特定事項を証する書面。具体的
には、登記の申請を受任した資格者代理人（司法書士・司法書士法
人）が犯罪収益移転防止法に基づき確認を行った実質的支配者の本
人特定事項に関する記録の写しなどが該当します。

※ 既に本措置が講じられている会社については上記①・③は不要で
す。

本措置が講じられた後、改めて代表取締役等の登記（重任の登記等）がな
された場合、①同一の住所を登記する場合には、引き続き本措置（非表示の
措置）が講じられますが、②住所に変更がある場合には、当然には本措置は
講じられません。

そのため、変更後の住所についても本措置を講じて欲しい場合には、再度
本措置を講じるよう申し出る必要があります。

以上

**ご注意…本措置後に行わ
れる登記の取り扱い**

★私の PR★

（弁護士 眞木 純平）

時期を失した感がありますが、明けておめでとうございます。
本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、私の PR ということですが、皆様には、長く続けている趣味や活動などがありますか。

私は、飽き性のため、何をしてもなかなか長続きしないのですが、その中にあって、いわゆる「筋トレ」だけは、細々とではありますが、かれこれ4年ほど継続して行っております。

私が筋トレをはじめたのは、筋肉隆々の肉体を手に入れて女性にモテたいなどという邪な発想によるものではなく、健康増進のため日々の生活に運動習慣を取り入れようと考えたことがきっかけでした。そして、最近は、更なる健康増進の観点から、食事にも多少気を配るようにしております。

どのような食事が健康に資するのかについては、様々な分野の方々が多種多様な意見を述べており、唯一絶対の正解があるわけではございませんが、私の場合は、タンパク質が多く、食物繊維やその他の栄養素をバランス良く摂取することができ、脂質や炭水化物が少ない食事がよいのではないかと考えているところです。そのため、特に一人で食べる機会の多い昼食については、なるべくそのような食事を摂るように心がけております。

そこで、この記事では、当事務所が所在する丸の内界隈において、健康的な弁当を購入できる飲食店をいくつかご紹介させていただければと思います。

<CRISP SALAD WORKS（クリस्प・サラダワークス）>

予算：1400円～

味：★★★★☆ ポリウム感：★★★★☆ コスパ：★☆☆☆☆

言わずと知れたサラダ専門店です。事務所周辺では、丸ビル地下と丸の内マイブラザ（明治安田生命ビル）地下に店舗があります。少し値は張るものの、安定的に美味しいサラダが食べられる点は評価できます。また、カスタマイズで卵や鶏肉などのタンパク質を追加したり、葉物を追加してポリウム感を出したりすることもできるよう。注文してからサラダを作り始めるため、受け取りまでにやや時間がかかる点がネックですが、アプリを利用すればあらかじめ注文しておき、出来上がった弁当をピックアップすることもできるよう。

<筋肉食堂>

予算：900円～1400円

味：★★★★☆ ポリウム感：★★★★☆ コスパ：★★★★☆

丸ビル地下で、午前11時から午後1時頃までのランチタイム限定で弁当を販売しています。店名のとおり、筋肉に必要な不可欠なタンパク質にフォーカスした弁当を販売しており、どの弁当も一食で概ね30グラム以上のタンパク質が摂取できるため、筋トレの翌日などにはとても重宝します。また、弁当によって、主食を玄米又はキャベツの千切りから選択することができるものもあり、キャベツの千切りを選択すれば摂取カロリーを200キロカロリー～台後半から300キロカロリー～台前半程度に抑えることができますので、ダイエットにも向いております。事務所から比較的近いことや摂取するタンパク質量を調整しやすいやめ、割と高頻度で利用しております。

<TOKYO MIX CURRY>

予算：900円～1400円

味：★★★★☆ ポリューム感：★★★☆☆ コスパ：★★★☆☆

丸の内マイプラザ（明治田舎ビル）地下に店舗があるカレー専門店です。私は、サラダ弁当（ケールと鶏胸肉が入っており、カレーは入っていない。）しか購入したことがないので、主力商品であるカレーの味は未知数です（美味しそうな匂いはしています。）。購入方法は、アプリで事前に注文しておいて商品を受け取りに行く方法と、事前注文はせずに店頭で並べられている弁当を選んで購入する方法の2つがあるようです。事前注文限定と思われる「ロカボなトマトチキン」というメニューは、主食がキャベツであるため、一食あたりの糖質が約30グラムとカレーのわりには抑えられているのですが、それでも一食あたり840キロカロリーほどあるので、未だ注文を躊躇しております。

<Dexee Deli（ディキシーデリ）>

予算：900円～1200円

味：★★★★☆ ポリューム感：★★★★☆ コスパ：★★★★★

事務所からやや離れた新東京ビル地下に店舗がありますが、個人的には味、コスパとも最強であり、時間があればよく利用しています。主菜4種類、副菜6種類の中から好きなおかずを選択できるスタイルで、主菜0、副菜3を選択するヘルシー弁当、主菜1、副菜2を選択するレギュラー弁当、主菜2、副菜1を選択するリッチ弁当があります。午前11時30分頃を過ぎると連日大行列ができるため、混雑を避けるのであれば、それよりも前には購入しておきたいところです。なお、よく利用される人向けに、回数券が販売されており、回数券を利用すれば更にお得に購入できるようです。

さて、ここまでのご紹介で私の数少ない引出しはほぼ全て開け放ったことになります。そのことからもお分かりいただけるように、飲食店の積極的な開拓活動が行えているわけではなく、慢性的なマンネリ状態が続いております。とはいえ、これからは食事に配慮した生活は続いていく予定ですので、マンネリ状態を打開するためにも、美味しく、健康的な食事を提供している丸の内界隈の飲食店をご存知の方がいらっしゃいましたら、情報提供いただけますと大変幸甚に存じます。

最後までご覧いただきありがとうございました。

★セミナー・著作情報★

◎ セミナー情報

2025/2/3 弁護士太田大三がみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社主催のセミナー「フリーランス法施行もふまえた実践解説！業務委託契約書の重要チェックポイント」の講師を担当します。

[業務委託契約書の重要チェックポイント－みずほセミナー](#)

2025/2/6 弁護士木村一輝が、(株)新社会システム総合研究所主催のセミナー「パーソナルデータ利活用とプライバシー保護の最前線」の講師を担当します

2025/4/16 弁護士木村一輝が、株式会社商事法務主催のセミナー「企業活動の場面から考える 個人情報保護法の勘所」の講師を担当します。

[株式会社 商事法務 | 企業活動の場面から考える 個人情報保護法の勘所](#)

◎ 著作情報

2025/1/27 弁護士中野明安のインタビュー記事が「防災特集 優先すべき経営リスクとして対策を 人的資源を守ることが事業継続につながる」（プレジデント社 PRESIDENT 2025 年 2 月 14 日号）にて掲載されました。

2025/1/20 弁護士中野明安が「特集1 主要法令は何を要請しているか 災害・緊急時対応の法務◆法務と BCP－「法務部ならではの」の災害対策とは」（中央経済社 ビジネス法務 Vol.25 No.3 2025 年 3 月号）を執筆しました。

2025/1/10 ビジネスガイド No.954 2025 年 2 月号 弁護士大庭浩一郎、佐々木賢治が「勤務地限定社員の限定解除の実務と留意点」（共著 日本法令）を執筆しました。

2024/12/1 弁護士太田大三が「連載 契約書の一般条項のチェックポイント（第 15 回）サステナビリティ条項」（NBL No.1279）を執筆しました。

2024/11/20 弁護士木村一輝が「新連載「パーソナルデータ」新しい利活用の法律問題 第 1 回 パーソナルデータ利活用の重要な視点」（ビジネス法務 Vol.25 No.1 2025 年 1 月号）を執筆しました。

2024/11/20 弁護士鷲野泰宏が「金融機関に期待される持株会社を活用した事業承継」（金融法務事情No.2245 2024 年 11 月 10 日号）を執筆しました。

2024/11/8 弁護士中野明安が「海外派遣者の健康管理と安全配慮義務－帯同家族を中心に」（月刊グローバル経営 No.483 2024 年 11 月号）を執筆しました。

事務所メンバーを講師
とした外部セミナー・著作
情報のご紹介のコーナー
です。

会社内セミナーの開催
にもご活用下さい。

★お問合せ先★

※ ご意見・ご感想、配信申込み・停止・アドレス変更は、

newsletter@mlo-news.com 宛にお願いします。

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-2-1 岸本ビル 815 区

丸の内総合法律事務所 電話:03-3212-2541 FAX:03-3284-1188

